

甲山一郎後援会規約

第 1 条 (名称・所在地)

本会は、甲山一郎後援会と称し、主たる事務所を〇〇市におく。

第 2 条 (目的)

本会は、甲山一郎氏を後援することにより〇〇〇〇 (例：県政の発展と県民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めること) を目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 講演会、座談会の開催
2. 会報等の発行及び配布
3. 関係諸団体との連携
4. その他本会の目的達成のための必要な事業

第 4 条 (会員)

本会は、第 2 条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第 5 条 (役員)

本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
幹 事	若干名
会計責任者	1 名
監 事	2 名

第 6 条 (役員を選出及び任期)

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

第 7 条 (会議)

- 1 会長は毎年 1 回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を召集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を召集する。

第 8 条 (経費)

本会の経費は、会費 (年額〇〇〇〇円)、寄附金その他の収入をもって充当する。

第 9 条 (会計年度及び会計監査)

- 1 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年 1 回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第 10 条 (規約の改廃)

本規約の改廃は、総会において決定する。

第 11 条 (補則)

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和 年 月 日より実施する。

※規約の施行日は設立届の中の「組織年月日」及び各役員「選任年月日」と同日である必要があります。